

＜ 警戒レベルに基づく市立保育所及び市子育て支援センターの措置・保護者のとるべき行動の原則基準 ＞

令和3年5月20日適用

この基準は、水害・土砂災害の避難情報のレベルに基づく市立保育所等の措置（開所・休所・閉鎖）及び保護者のとるべき行動（通所判断・在所時対応）について、その原則を定めるものとする。

沼津市			市立保育所及び市子育て支援センター			
警戒レベル			施設の措置		保護者のとるべき行動	
レベル	避難情報等	市民のとるべき行動	原則	内容	通所判断	在所時対応
1	-	災害への心構えを高める	開所	避難情報等の発令に伴う行動について事前周知	通常通所	できる限りお迎え
2	-	ハザードマップ等で避難行動を確認				
3	高齢者等避難	高齢者等は避難	休所・閉鎖準備	事前周知 避難等を視野に保護者に早急にお迎え依頼	通所自粛	避難を視野に早急にお迎え (子の保護)
4	避難指示	避難	休所 閉鎖	事前周知 状況に応じた連絡、避難等必要な措置	通所不可	避難行動 (子の保護)
5	緊急安全確保	命を守るための最善の行動				

※本基準に関わらず、各保育所において地域の状況に合わせて行動すること。
防災気象情報（暴風・強風・波浪等）については、個別に判断するものとする。